

平成 29 年地方分権改革に関する提案募集 提案事項 (罹災証明に係る一連の手續・制度の見直し)【抄】

■提案団体：由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

■制度の所管・関係府省：内閣府、金融庁、財務省

■提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 第 1 次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、被害認定調査手續の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府（防災担当）において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。
- 内閣府（防災担当）において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。
- 第 1 次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府（防災担当）が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府（防災担当）においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。

■内閣府からの第 2 次回答

1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府（防災担当）が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。
2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。
3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。
4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。